

平成 2 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 1 9 号

北海道市町村備荒資金組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，北海道市町村備荒資金組合同規約（昭和 3 1 年規約第 1 号）を別紙のとおり変更することの協議について，議会の議決を求める。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日提出

函館市長 西 尾 正 範

（根拠規定）

地方自治法第 2 9 0 条

北海道市町村備荒資金組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村備荒資金組合同規約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。